- SWEEP JIU-JITSU ACADEMY 会員会則 -

2026 年 5 月 14 日 改定

第 1 条（名称・所在地）
「SWEEP JIU-JITSU ACADEMY」(以下、「本ジム」といいます。)は、東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-24-15 鈴福ビル 1 階所在の会員制ジムです。

第 2 条（運営）
本ジムは、株式会社 SWEEP (以下、「当社」といいます。)が経営し、運営、管理を行います。

第 3 条（目的）
本ジムは、会員が本ジムの施設を利用し、パーソナルトレーニング、ヨガのセッション、及びブラジリアン柔術等のレッスンを受けることを通じて、会員の健康維持及び増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第 4 条（適用範囲）
本会則は、本ジムの会員、会員になろうとする方、及び体験レッスン受講者に適用されます。

第 5 条（会員制度）
1. 本ジムは、会員制とします。但し、体験レッスンの受講を当社所定のウェブサイトより申し込み、当社がこれを許可した方は、本ジムのレッスンを受けることができます。
2. 会員になろうとするものは、本会則に同意し、第 7 条の入会手続きを経ることにより入会することができます。

第 6 条（入会資格）
以下のいずれか一つの項目に該当する方は、入会することができません。

1. 医師により運動を禁じられている等、本ジムの施設利用に耐え得る健康状態にない方
2. 当社がトレーニングを安全に受講できないと判断した方（鬱病やパニック症などの精神疾患、骨折、妊娠など）
3. 未成年者の方
4. 暴力団その他反社会的組織に所属している方
5. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患している、または

同疾病に罹患しているおそれのある方
6. 過去に第 14 条により除名されたことのある方

第 7 条（入会手続）

本ジムへの入会は以下の入会手続により行うものとします。

1. 入会申込者は、第 9 条に定めるセッション料・レッスン料を当社にお支払い頂きます。このお支払いをもって、申込者は会員資格を取得するものとします。
2. ただし、パーソナルトレーニングは完全紹介制となっており、紹介者がいない入会申込者については、入会資格を審査のうえ、所定の基準に該当する場合には、入会を承諾いたします。

第 8 条（会員の区分）

会員は、以下の名称により区分されます。

1. パーソナルトレーニング会員：本ジムにて提供されるパーソナルトレーニングのセッションを、購入したチケットの回数分受けることができます。
2. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員：本ジムにて開催されるレッスンを無制限（但し、レディースクラスなど参加制限のあるレッスンについては、該当会員に限ります）に受けることができます。
3. 柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員：本ジムにて開催されるレッスンを月 8 回上限（但し、レディースクラスなど参加制限のあるレッスンについては、該当会員に限ります）で受けることができます。
4. SWEEP プレミアムプラン会員：本ジムにて開催される SWEEP プレミアムを受けることができます。
5. SWEEP KIDS-8 プラン会員：本ジムにて開催される SWEEP KIDS クラスを月 8 回上限で受けることができます。
6. SWEEP KIDS-4 プラン会員：本ジムにて開催される SWEEP KIDS クラスを月 4 回上限で受けることができます。
7. RYOZO TOP TEAM プラン会員：本ジムにて開催される RYOZO TOP TEAM クラスを受けることができます。
8. パラ柔術プラン会員：本ジムにて開催されるパラ柔術クラスを回数制限無しに受けることができます。

第 9 条（入会時の費用の支払）

1. 当ジムでは入会時における入会金は頂戴しておりません。ただし、指定の道着など必要な用具をご購入いただく必要がございます。

2. パーソナルトレーニング会員は、入会時に該当するセッションの費用を支払うものとします。費用はトレーニング実施日の 5 日前までの前払いを原則とします。
3. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員、柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員 、SWEEP プレミアムプラン会員、SWEEP KIDS-8 プラン会員、SWEEP KIDS-4 プラン会員およびパラ柔術プラン会員は、入会時に以下の費用を支払うものとします。
   （ア）クレジットカード決済の場合
      ① 当月分のコース料(日割計算)
      ② 翌月分のコース料
   （イ）オンライン口座振替の場合
      ① プランの適用開始日が 1〜10 日の場合：当月 27 日に以下振替
         1. 当月分のコース料(日割計算)
         2. 翌月分のコース料
      ② プランの適用開始日が 11 日〜末日の場合：翌月 27 日に以下振替
         1. 当月分のコース料(日割計算)
         2. 翌月分のコース料
         3. 翌々月会費
4. RYOZO TOP TEAM プラン会員は、入会時に以下の費用を支払うものとします。
   （ア）クレジットカード決済の場合
      ① 当月分のコース料(日割計算はしません)
      ② 翌月分のコース料
   （イ）オンライン口座振替の場合
      ① プランの適用開始日が 1〜10 日の場合：当月 27 日に以下振替
         1. 当月分のコース料(日割計算はしません)
         2. 翌月分のコース料
      ② プランの適用開始日が 11 日〜末日の場合：翌月 27 日に以下振替
         1. 当月分のコース料(日割計算はしません)
         2. 翌月分のコース料
         3. 翌々月会費

5. パーソナルトレーニング会員、柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員、柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員/ SWEEP プレミアムプラン会員、 SWEEP KIDS-8 プラン会員、SWEEP KIDS-4 プラン会員、RYOZO TOP TEAM プラン会員およびパラ柔術プラン会員は、入会時の費用の支払いをクレジットカード払いまたはオンライン口座振替により行うこととします。

第 10 条（セッション料・レッスン料等）

1. パーソナルトレーニング会員のセッション料は以下の通りとします。
   ①担当 村田良蔵(55 分×10 回)：330,000 円(消費税込) / (55 分×3 回)：99,000 円(消費税込)
   ②担当 濱田真亮/廣鰭翔大(55 分×10 回)：220,000 円(消費税込) / (55 分×3 回)：66,000 円(消費税込)
   ③担当 立石修也 (55 分×10 回)：165,000 円(消費税込) / (55 分×3 回)：49,500 円(消費税込)
   ④担当 中山有加/河野裕也/立花千春/河野裕也/野島繁昭(55 分×10 回)：110,000 円(消費税込) / (55 分×3 回)：33,000 円(消費税込)
   ⑤担当 諸澤陽斗(55 分×3 回)：66,000 円(消費税込) / (55 分×1 回)：22,000 円(消費税込)

2. パーソナルトレーニング会員は、セッション料の支払いを、クレジットカード払いにより行うこととします。
3. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員、柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員、SWEEP プレミアムプラン会員、SWEEP KIDS-8 プラン会員 、SWEEP KIDS-4 プラン会員および RYOZO TOP TEAM プラン会員の 1 ヶ月あたりのレッスン料は以下の通りとします。
   1.柔術通い放題プラン会員：33,000 円(消費税込)
   2. 柔術 SWEEP-8 プラン会員：22,000 円(消費税込)
   3. SWEEP プレミアムプラン会員：110,000 円(消費税込)
   4. 柔術学生通い放題 プラン会員：22,000 円(消費税込)
   5. 柔術学生 SWEEP-8 プラン会員：11,000 円(消費税込)
   6. SWEEP KIDS-8 プラン会員：22,000 円(消費税込)
   7. SWEEP KIDS-4 プラン会員：15,400 円(消費税込)
   8. RYOZO TOP TEAM プラン会員：66,000 円(消費税込)
   9.柔術通い放題_W 会員プラン会員：44,000 円(消費税込)
   10.パラ柔術プラン会員：11,000 円(消費税込)
4. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン /学生通い放題 プラン会員、柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員、SWEEP プレミアムプラン会員、SWEEP KIDS-8 プラン会員、SWEEP KIDS-4 プラン会員、RYOZO TOP TEAM プラン会員およびパラ柔術プラン会員は、入会後、翌々月分からのレッスン料の支払いを、クレジットカード払いまたはオンライン口座振替により行うこととします。なお当社からの請求日は支払い方法により異なります。
   （ア）クレジットカード決済の場合：当社から信販会社への請求日は、原則として前月

20 日とします(土日・祝日を挟む場合は前後します)。

（イ）オンライン口座振替の場合

① プランの適用開始日が 1〜10 日の場合：当月 27 日に振替

② プランの適用開始日が 11 日〜末日の場合：翌月 27 日に振替

5. 各プランで参加可能なセッションについては、サービスサイト記載の説明を参照するものとします。
6. 各プラン以外に販売される体験チケットなどの金額は、サービスサイト記載の金額を参照するものとします。
7. 会員区分を変更希望する場合は期日までにご連絡をお願い致します。

（ア）クレジットカード決済の場合：

変更開始月の前月 17 日までに、SWEEP 柔術アカデミー 公式 LINE アカウントまで連絡することにより、会員区分を変更することができます。会員区分の変更は月単位とします。なお、各プランの差額料金をお支払いいただくことで、同月内での上位プラン変更は可能ですので、詳細はスタッフまでお尋ねください。

（イ）オンライン口座振替の場合：

変更開始月の前月 7 日までに、SWEEP 柔術アカデミー 公式 LINE アカウントまで連絡することにより、会員区分を変更することができます。会員区分の変更は月単位とします。なお、各プランの差額料金をお支払いいただくことで、同月内での上位プラン変更は可能ですので、詳細はスタッフまでお尋ねください。

第 11 条（キャンセルの取り扱い）

1. 会員がパーソナルトレーニングのセッションをキャンセルするときは、実施セッションの 前日までにウェブサイトよりキャンセル手続きを行わなければならないものとし、それ以降のキャンセルについては、1 回のセッション分を消化するものとします。実施セッションの 前日までのキャンセルだった場合、別日に振替を可能とします。ただし、天災地変その他甲に責任のない事情によるキャンセルの場合には、キャンセル料は発生しないものとします。

2. 会員が柔術のレッスンをキャンセルするときは、実施セッションの 1 時間前までにウェブサイトよりキャンセル手続きを行ないます。キャンセル料は発生しません。

第 12 条（退会・休会）

1. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員、柔術

SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員、SWEEP プレミアムプラン会員、SWEEP KIDS-8 プラン会員、SWEEP KIDS-4 プラン会員、RYOZO TOP TEAM プラン会員およびパラ柔術プラン会員は、退会を希望する場合には、 退会を希望する月の前月 17 日までに、SWEEP 柔術アカデミー 公式 LINE まで連絡することにより、 退会することができます。但し、月途中での退会はできないものとします。

2. 柔術通い放題プラン / 通い放題_W 会員プラン / 学生通い放題 プラン会員、柔術 SWEEP-8 プラン / 学生 SWEEP-8 プラン会員および SWEEP プレミアムプラン会員、SWEEP KIDS-8 プラン会員、SWEEP KIDS-4 プラン会員、RYOZO TOP TEAM プラン会員およびパラ柔術会員は、休会を希望する場合には、一度退会し、再度入会を希望するタイミングで再開することができます。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当する場合には、本ジムの会員の資格を失うものとします。

1. 会員が、前条の規定により、退会届を本ジムに提出し、当社がこれを承認したとき
2. 会員が死亡したとき
3. 第 14 条により除名されたとき

第 14 条（会員の資格一時停止・除名）

当社は、会員が次の各号のいずれかの項目に該当した場合、会員の資格を一時停止し、または除名することができます。

1. 入会時に第 6 条各号に該当する事情があったことが判明したとき、または、入会後に第 6 条各号に該当する事情が生じたことが判明したとき
2. 当社の信用を毀損する行為に及んだとき
3. 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員に対する暴力行為に及んだとき
4. 他の会員の名誉を傷つけ、または、著しい迷惑をかけたとき
5. 本ジムの施設・設備等を故意に破損したとき
6. 法令に反する行為または公序良俗に反する行為に及んだとき
7. 入会金、レッスン料の支払いを２ヶ月以上滞納したとき
8. 次条に定める禁止事項に反する行為に及んだとき
9. 本会則、その他本ジムの諸規則等に違反したとき
10. その他、本ジムの運営・管理に重大な支障を与える行為に及んだとき

第 15 条（禁止行為）

本ジムにおいては、以下の行為を禁止いたします。

1. 当社の承諾なく、本ジムにおいて撮影・録音する行為
2. 当社の承諾なく、本ジムに関する情報、または他の会員の情報をインターネット上に流

布する行為
3. 本ジムにおける営業、宣伝、勧誘、宗教活動、販売等の行為
4. 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員を誹謗、中傷する行為
5. 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員に対する威嚇行為、暴力行為、ストーカー行為
6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる行為
7. 本ジムの施設・器具・備品を損壊する行為
8. 本ジムの器具・備品を承諾なく持ち出す行為
9. 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
10. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社のインストラクター・スタッフを拘束する等の迷惑行為
11. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為
12. 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為
13. 金銭の授受・貸借、政治活動、署名活動等の行為
14. 高額な金銭、貴金属その他貴重品を本ジムへ持ち込む行為
15. 当社のスタッフに対する、他社への就職の斡旋ないし引き抜き行為
16. 会員以外の方の本ジムへの同伴行為
17. 刺青・タトゥーを他の会員に見える状態のままレッスンを受ける行為
18. ペット等動物を本ジム施設に持ち込む行為
19. 本ジム施設内において喫煙する行為
20. 酒気を帯びている状態または精神作用のある薬物を使用した状態でレッスンを受ける行為

第 16 条（施設利用の禁止、退場）

会員が以下のいずれかに該当するときは、当社は当該会員に対する本ジム施設利用の禁止、または施設からの退場を命じることができます。

1. 会員が第 15 条の各号に該当する行為に及んだとき
2. ご来店時の検温で 37.5 度を超える測定結果が出たとき
3. 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患している、または罹患しているおそれがあるとき
4. 医師からの運動を禁止されている等、トレーニングを安全に受けることが困難なとき
5. その他、当社がトレーニングを安全に受講できないと判断したとき（鬱病やパニック症などの精神疾患、骨折、妊娠など）

第 17 条（免責）

1. 会員は、自らの責任において本ジムを利用するものとし、当社は、本ジム利用中の事故により、会員、及び体験レッスン受講者が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 当社は、本ジム外において生じた事故により、会員、及び体験レッスン受講者が被った損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、会員、及び体験レッスン受講者が、金銭、貴金属その他の貴重品を紛失した場合、及び盗難被害に遭った場合において、一切の責任を負いません。

第 18 条（施設の休業）

1. 本ジムは、所定の定休日のほか、以下に該当する場合には、本ジムの全部、または一部を休業できるものとします。
   ①会員及び当社のインストラクター・スタッフの新型コロナウィルス感染が判明し、施設の消毒や検査が必要になったとき
   ②気象、災害等により、当社のインストラクター・スタッフ、または会員に危険が及ぶと判断されるとき
   ③施設の増改築、補修、点検により、やむを得ず休業するとき
   ④従業員研修、福利厚生その他の理由による臨時休業のとき
   ⑤著しい社会情勢の変化があったとき
   ⑥ その他、本ジムの運営・管理上、やむを得ない事情により休業するとき
2. 前項の場合、緊急やむを得ない場合を除き、1 週間前に、本ジムにおける掲示による方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとします。
3. 第 1 項により本ジムが休業した場合においても、レッスン料の返還ないし減額はいたしません。

第 19 条（施設の閉鎖）

1. 当社が本ジムの全部を閉鎖する場合、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、施設閉鎖の 3 か月前までに、本ジムにおいて掲示する方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとします。
2. 本ジムの諸施設の全部を廃止した場合、会員は閉鎖日をもって退会したものとし、会員はすでに納入された会費の返金を求めることはできません。
3. 当社は、本ジムの閉鎖に関し、会員に対する損害賠償の責任を一切負わず、会員は当社の責任を一切追求せず、異議を述べないものとします。

第 20 条（セッション料・レッスン料等の変更）

当社が必要と認めるときは、本会則において定めるセッション料、レッスン料の金額を変更することができます。

第 21 条（レッスンの休止・変更）

1. 当社の都合等によりレッスンを変更、延期、または中止することがあります。
2. 前項の場合、当社は、会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができます。
3. 前項のレッスンの変更、延期、中止により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社及び本クラブは一切の責任を負わないものとします。

第 22 条（個人情報の保護）

1. 当社は、当社の保有する会員、会員であった者、及び体験レッスン受講者の個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報保護に関する法令、その他の規範及びガイドラインを遵守します。
2. 当社は、個人情報は、本ジムの運営、サービスの提供、及び個人認証等に利用することがあるほか、法令に基づく場合等正当な理由がある場合には、第三者に開示することがあります。

第 23 条（撮影および肖像権等の取り扱い）

本ジムの施設内および主催するイベント等において、宣伝や広報を目的とした写真および動画の撮影を行う場合があります。

撮影された写真および動画（会員の肖像を含みます）は、当社の公式ウェブサイト、SNS、パンフレット等の広告宣伝物に使用されることがあり、会員はこれに予め同意するものとします。

前項の規定にかかわらず、会員は当社に対し事前に申し出ることにより、自己の肖像を宣伝物に掲載することを拒否することができます。

第 24 条（会則の改定）

1. 本会則は、当社が必要と認めた場合には改訂することができます。
2. 会則を改訂した場合には、当社は、本ジムにて掲示する方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとし、その掲示・告知をもって全会員に対する効力を生じるものとします。

第 25 条（専属的合意管轄）

本ジムに関して当社と会員との間に生じた一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（効力の発生）
本会則は、2026 年 5 月 14 日より発効するものとします。

以上